

規 則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十五号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条第二項」を「次条第二項」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項第一号中「へき地等学校以外」を「へき地学校又はへき地学校に準ずる学校（以下「へき地等学校」という。）以外」に改め、同項第二号中「移動」を「移転」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五条 条例第十条の三第二項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

一 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に当該学校等に異動し、又は新たに採用され、当該異動又は当該採用に伴つて住居を移転したもの

二 新たに学校職員に採用された者で、新たに採用された日（以下この条において「採用日」という。）の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務することとなつた学校職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員で、指定日前三年以内に当該学校等に異動し、又は新たに採用されたことに伴つて住居を移転したものとなるもの

2 前項各号に掲げる学校職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 前項第一号に掲げる学校職員 当該学校職員の指定日に勤務する学校等が同号に規定する異動又は採用の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間

二 前項第二号に掲げる学校職員 当該学校職員が採用日前から学校職員として引き続き勤務していたものとした場合に、前項（第一号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に

準ずる手当が支給されることとなる期間

附則第二項中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。